

高機人第167号
令和6年1月10日

各国立高等専門学校長 殿

国立高等専門学校機構理事長
谷 口 功

独立行政法人国立高等専門学校機構における校長を行為者とするハラスメントの防止等に関する裁定について（通知）

このことについて、下記のとおり理事長裁定を制定したので通知します。

記

【制定】

- ・独立行政法人国立高等専門学校機構における校長を行為者とするハラスメントの防止等に関する裁定

（本件担当）

独立行政法人国立高等専門学校機構
本部事務局 人事課人事係
TEL：042-662-3129
E-mail：jinji@kosen-k.go.jp

制定概要

○制定する理事長裁定

独立行政法人国立高等専門学校機構における校長を行為者とするハラスメントの防止等に関する裁定

○制定理由

令和3年10月20日付け高機人第82号「校長を行為者とするハラスメント案件の取扱いについて（依頼）」にて、各学校において校長を行為者とするハラスメント案件が生じた場合、当該学校の協力を得つつ、機構本部が事案の調査を行うことができるよう決定したところですが、調査等を行うための委員会の設置等、必要な規定を整備するもの。

独立行政法人国立高等専門学校機構における
校長を行為者とするハラスメントの防止等に関する裁定

理事長裁定

制 定 令和6年 1月 9日

(趣旨)

第1条 この裁定は、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第113号）に定めるもののほか、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）における校長を行為者とするハラスメントの防止等に関し、必要な事項を定める。

(校長を行為者とするハラスメント防止委員会)

第2条 理事長は、校長を行為者とするハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な措置を講ずるため、校長を行為者とするハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

(防止委員会の組織)

第3条 防止委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 理事（総務担当）
- 二 機構本部事務局長
- 三 機構本部事務局人事課長
- 四 理事長が必要と認める者

2 前項第四号に掲げる委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項の委員のうち、1名以上は女性の教職員をもって充てる。

(防止委員会の運営)

第4条 防止委員会に委員長を置き、前条第1項第一号の委員をもって充てる。

2 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときには、前条第1項第二号の委員がその職務を代行する。

4 委員長は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(意見の聴取)

第5条 防止委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(調査委員会)

第6条 防止委員会は、校長を行為者とするハラスメント案件の相談に係る事実を調査す

るため、必要に応じ調査委員会を置くことができる。

- 2 調査委員会は、防止委員会委員長が指名する各国立高等専門学校¹の教職員若干名をもって構成する。
- 3 調査委員会が必要と認める場合は、調査委員会委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 調査委員会は、調査が終了した場合には、その経緯及び結果を防止委員会に報告しなければならない。

(プライバシー等の尊重)

第7条 校長を行為者とするハラスメント案件の相談に関係した者は、相談者及び相談事案に係る関係者のプライバシー、名誉その他人権に配慮するとともに、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 理事長及びその他の教職員は、相談事案に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした教職員に対し、そのことをもって不利益な取り扱いをしてはならない。

(庶務)

第9条 防止委員会の庶務は、機構本部事務局人事課において処理する。

- 2 調査委員会の庶務は、当該校長が所属する国立高等専門学校において処理する。

(雑則)

第10条 この裁定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (令和6年1月9日)

この裁定は、令和6年1月9日から施行する。